公正取引委員会 基調講演

～取適法の執行連携と物流特殊指定の見直し動向～

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

取適法の執行連携と物流特殊指定の見直し動向

２０２６年１０月１６日

トラック物流問題解決に向けたオンライン説明会

公正取引委員会事務総局

官房審議官（取引適正化担当）　稲熊　克紀

本日説明する内容

１　取適法施行後の運用状況

２　国土交通省との執行連携状況

３　物流特殊指定の改正内容

～導入～

取適法の概要について

取適法の概要（主な改正事項）　令和８年１月１日施行

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止　→　支払遅延に該当
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- **共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進**
- **サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す**

下請代金支払遅延等防止法 通称：下請法	▶	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	▶	委託事業者
下請事業者	▶	中小受託事業者
下請代金	▶	製造委託等代金

取適法の概要（全体像）

法目的　**中小受託**取引の公正化 ・ **中小受託**事業者の利益保護　※**赤色**は改正内容

適用対象　①取引の内容 ＋ ②規模要件 ＝ 対象取引

①取引の内容：製造委託 / 修理委託 / 情報成果物作成委託（プログラム） / 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理） / 特定運送委託

②規模要件

委託事業者	→ 中小受託事業者
資本金３億超	資本金３億以下（個人含む）
資本金１千万超３億以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容：情報成果物作成委託（プログラム除く） / 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）

②規模要件

委託事業者	→ 中小受託事業者
資本金５千万超	資本金５千万以下（個人含む）
資本金１千万超５千万以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

- 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

取適法の概要（特定運送委託の解説①）

改 正 理 由

- **発荷主から運送事業者への委託は、下請法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改 正 内 容

- **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正後

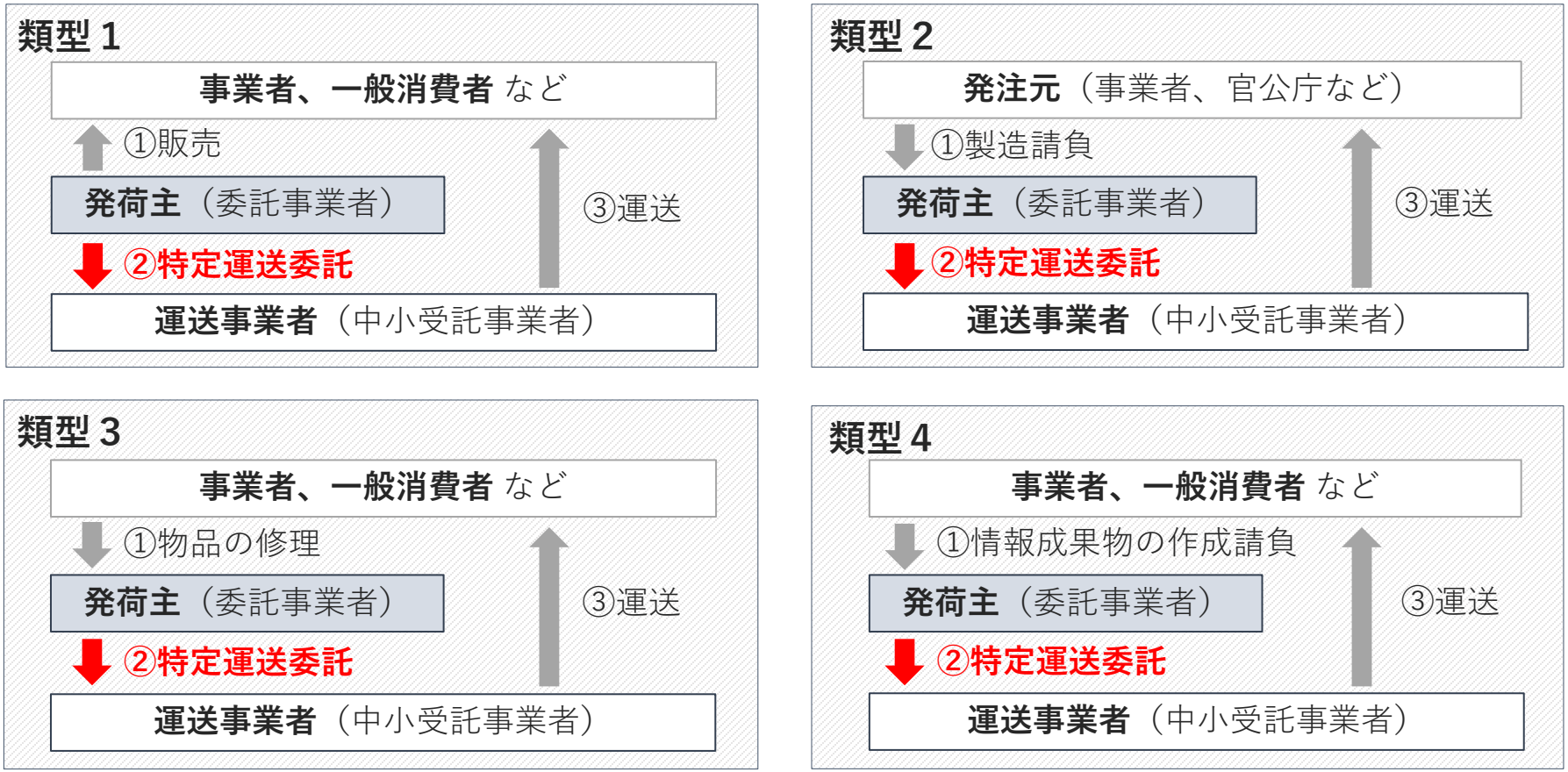
「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



取適法の概要（特定運送委託の解説②）

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下４つのタイプ（類型１～４）となる。



※ → が取適法の対象となる取引

1　取適法施行後の運用状況

勧告事例の一覧

	事業者名	違反行為の内容	委託の内容
1	ミネベアアクセスソリューションズ株式会社	**不当な経済上の利益の提供要請** 製造委託をした事業者に金型等を無償で保管させていた 特定運送委託をした事業者に荷役作業と附帯業務に係る費用を負担することなく無償で行わせていた	**製造委託** 自社が製造を請け負う物品の製造 **特定運送委託** 取引の相手方等に対する当該物品の運送
2	株式会社トリドールホールディングス	**減額** 製造委託をした事業者に「システム利用料」の名目で一律一定率の減額を行っていた	**製造委託** 自社が子会社に販売する食品の製造
3	株式会社不二製作所	**支払遅延** 製造委託、特定運送委託をした事業者に、①手形、②支払期日までに代金満額と引き換えることが困難な電子記録債権により代金を支払っていた	**製造委託** 自社が販売し、又は製造を請け負うエアブラスト装置の部品の製造 **特定運送委託** 自社が製造を請け負う物品の製造
4	株式会社パーパス	**支払遅延** 取引のあった事業者に手形で代金を支払っていた **減額** 取引のあった事業者に振込手数料を負担させていた **不当な経済上の利益の提供要請** 製造委託をした事業者に金型等を無償で保管させていた	**製造委託** 自社が販売し、若しくは製造を請け負う給湯器等の部品の製造 **修理委託** 自社が修理を請け負う給湯器等の修理 **情報成果物作成委託** 自社が提供し、若しくは作成を請け負うプログラムの作成

勧告事例の紹介①

ミネベアアクセスソリューションズ株式会社に対する件

発注者（ミネベアアクセスソリューションズ㈱）

●委託の内容

① 自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品の製造（３６名）
② 自社が製造を請け負う自動車部品、自動二輪車部品等の部品の製造における取引の相手方等に対する運送（１名）(注１)
をそれぞれ委託



受注者（３７名）

●違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

①遅くとも令和６年１月から令和８年２月１日まで、ミネベアアクセスソリューションズが管理していた金型等を用いて製造する自動車部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者３６名に生じる計８４６個の金型等の保管に係る費用を負担することなく、受注者に当該金型等を保管させた。

※ミネベアアクセスソリューションズは、受注者に対し、保管に係る費用に相当する額を支払っている。上記金型等のうち、４４個の金型等を回収し又は廃棄している。

②令和８年１月から同年４月まで、受注者１名に生じる計５４６時間２６分の荷役作業及び附帯業務に係る費用を負担することなく、受注者に当該荷役作業及び附帯業務を行わせた。

※ミネベアアクセスソリューションズは、受注者に対し、荷役作業及び附帯業務に係る費用に相当する額を支払っている。

公正取引委員会による勧告の内容

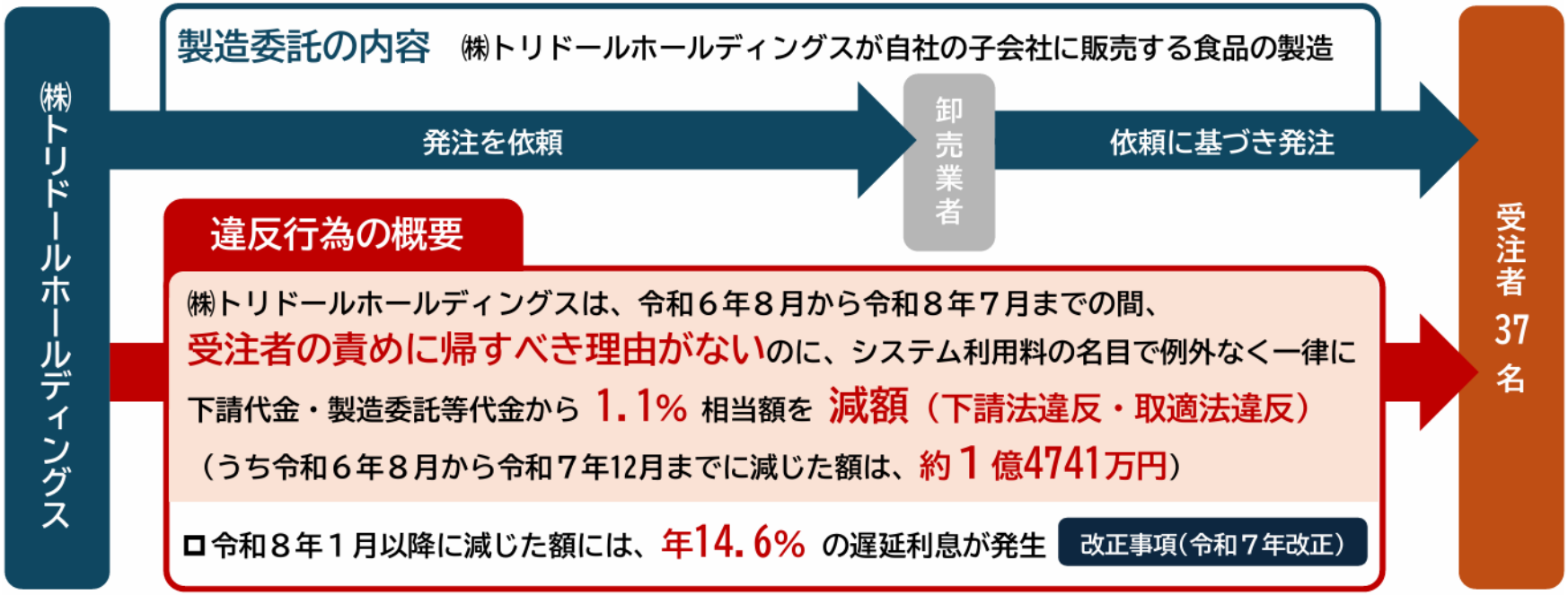
- 今後、中小受託事業者（注２）に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 自社の役員及び発注担当者に対して取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること　など

（注１）特定運送委託（改正後の取適法で追加）
発荷主が元請運送事業者に対して製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送を委託する取引

（注２）下請法は、令和７年改正により、令和８年１月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和８年１月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

勧告事例の紹介②

株式会社トリドールホールディングスに対する件



公正取引委員会による勧告の内容

- □ 受注者に対し、それぞれ次の額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと
 - ・下請代金の額から減じた額（下請法）
 - ・製造委託等代金の額から減じた額及び遅延利息の額（取適法）
- □ 今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないことを取締役会の議決で確認すること　など

改正事項（令和７年改正）

- □ 用語の変更
 法令名が「下請法」から「取適法」に改称されるとともに、「親事業者」「下請事業者」と呼称されていた事業者は、「委託事業者」「中小受託事業者」と呼称されることになった。
- □ 遅延利息の適用拡大
 遅延利息の対象を拡大し、減額をした委託事業者は減じた額について年14.6%の遅延利息の支払義務を負うこととされた（取適法第６条第２項）。

勧告事例の紹介③

株式会社不二製作所に対する件　※中小企業庁長官からの措置請求案件

発注者（不二製作所）

●製造委託の内容

・自社が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の部品の製造を委託
・自社が販売し又は製造を請け負うエアブラスト装置の運送の全部又は一部を委託

→

受注者（４６名）

●違反行為の概要（支払遅延）

令和８年２月以降、不二製作所は、次の方法により製造委託等代金を支払っており、製造委託等代金を支払期日の経過後なお支払わなかった（注２）。

- **受注者の給付の受領日から起算して６０日を超えた支払（受注者１名、計３０万９８９２円）**
- **手形の交付（受注者５名、計３８６万９４６７円）**
- **支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難な電子記録債権の使用（受注者４０名※、計７０７９万４６３９円）**

※受注者４０名のうち、２０名については従業員基準（注３）を適用

※不二製作所は、受注者に対し、令和８年８月までに、支払遅延が生じた額のうち、約６４９３万円を支払済み。

公正取引委員会による勧告の内容

- 中小受託事業者４６名に対し、支払が遅延した製造委託等代金の額、これに対する取適法第６条第１項に基づく遅延利息の額等を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと（ただし、支払済みの額を除く。）
- 今後、中小受託事業者の給付を受領し又は役務の提供を受けた日から起算して、６０日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定められた支払期日までに製造委託等代金を支払うことを取締役会の決議により確認すること
- 取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること　など

注１　中小企業庁長官からの措置請求

中小企業庁長官が、取適法第５条に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときに、公正取引委員会に対し、取適法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めること（取適法第９条）。

注２　支払遅延の該当範囲の拡大（令和７年改正）

取適法施行（令和８年１月１日）により、①手形を交付すること、②支払期日までに製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難な電子記録債権等を支払手段として使用することが禁止された（取適法第５条第１項第２号）。

注３　中小受託事業者の範囲の拡大（令和７年改正）

取適法施行（令和８年１月１日）により、従業員基準が追加され、適用対象となる中小受託事業者の範囲が拡大。

勧告事例の紹介④

株式会社パーパスに対する件

パーパス㈱（発注者）

●製造委託等の内容

自社が販売し若しくは製造を請け負う給湯器等の部品の製造等を委託



受注者（147名）

●違反行為の概要①（支払遅延）

パーパス㈱は、令和８年２月から令和８年３月までの間、受注者１１名との取引において、代金の支払について手形を交付し、総額約２２８２万円の支払が遅延（※１）していた。

なお、右記「イメージ図」のBC間で遅延利息が発生する。

※１　取適法は、代金を支払期日の経過後なお支払わないこと（手形を交付することを含む。）を禁止している。

改正事項

●違反行為の概要②（代金の減額）

パーパス㈱は、遅くとも令和７年５月から令和８年３月までの間、受注者１４４名との取引において、代金の額から金融機関に支払う振込手数料の総額約１９万円を減額（※２）した。

なお、右記「イメージ図」のBC間で遅延利息が発生する。

改正事項

※２　下請法及び取適法は、受注者に責任がないのに発注時に定められた代金の額を減じることを禁止している。

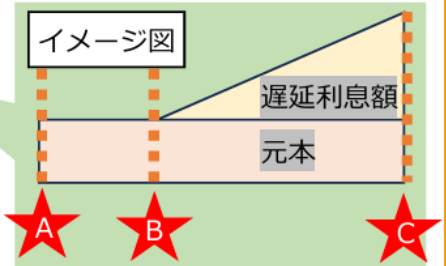
●違反行為の概要③（不当な経済上の利益の提供要請）

パーパス㈱は、遅くとも令和７年３月以降、貸与した金型等を用いて製造する給湯器等の部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者２２名に対して、合計１９６個の金型等を、自己のために無償で保管（※３）させた。

なお、パーパス㈱は、金型等の保管費用の支払の手続を進めている。

※３　下請法及び取適法は、発注者が自己のために、受注者に金銭や役務等の経済上の利益を不当に提供させることを禁止している。

●遅延利息の支払義務



A：支払期日
B：給付受領後60日経過日
　又は減額した日
C：支払完了日

改正事項

公正取引委員会からの勧告の内容

①　未払代金、遅延利息及び手数料の額（既払分を除く。）を支払うこと

②　代金の額から減じた額及び遅延利息を支払うこと

③　金型等を保管させたことによる費用に相当する額を支払うこと　など



取適法施行（令和８年１月１日）によって、従業員基準が追加され、適用対象となる中小受託事業者数が大幅増！

違反行為①（支払遅延）
⇒　１０名増加
違反行為②（減額）
⇒　７３名増加
違反行為③（利益提供要請）
⇒　１２名増加

改正事項

2　国土交通省との執行連携状況

2　国土交通省との執行連携状況

合同荷主パトロール等

- 執行連携の一環として、令和７年度には国土交通省トラック・物流Ｇメンによる「集中監視月間」に公正取引委員会も初めて参加し、荷主等による取適法の違反行為や貨物自動車運送事業法の違反原因行為の未然防止等の観点から、国土交通省が全国規模で連携した合同荷主パトロール等を実施。



- 令和８年度の集中監視月間（１０月～１１月）にも継続して参加し、公正取引委員会からは、取適法に加えて、令和９年４月１日に施行される、新たな着荷主規制（改正物流特殊指定）の周知啓発を実施。今後も継続して各地方での合同荷主パトロールやＳＡ・ＰＡ巡回を実施予定。

2　国土交通省との執行連携状況

連絡会議の設置・開催

- 法執行面での連携を強化する観点から、物流業界の取引適正化を阻害する行為に対して取適法・貨物自動車運送事業法を活用してシームレスに対応するために、公正取引委員会、国土交通省及び中小企業庁の３省庁委による執行情報の共有を行う連絡会議を設置・開催。



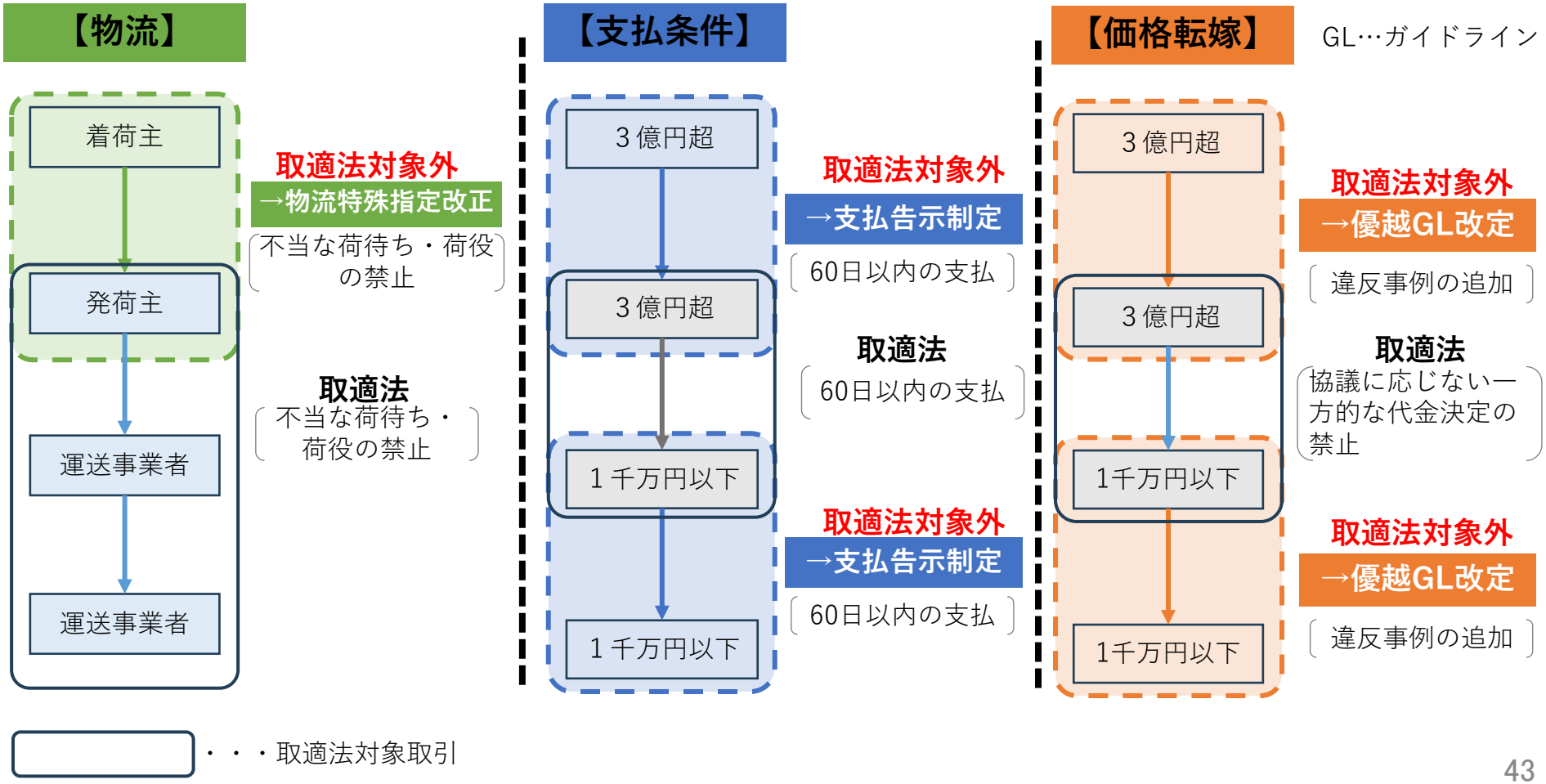
- ３省庁委の執行連携を更に強化するとともに、日本全国で取適法の違反行為及び貨物自動車運送事業法等の違反原因行為の監視を強化するため、各地方で「物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」を設置・開催。地方レベルでの執行連携を加速。

3　物流特殊指定改正の方向性

～荷主・元請企業が留意すべき点～

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題（全体像）

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣習にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠**。
- そのため、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、サプライチェーン全体での支払条件の適正化、適切な価格転嫁の環境整備に向けて**優越的地位の濫用に対する規制を整備**。



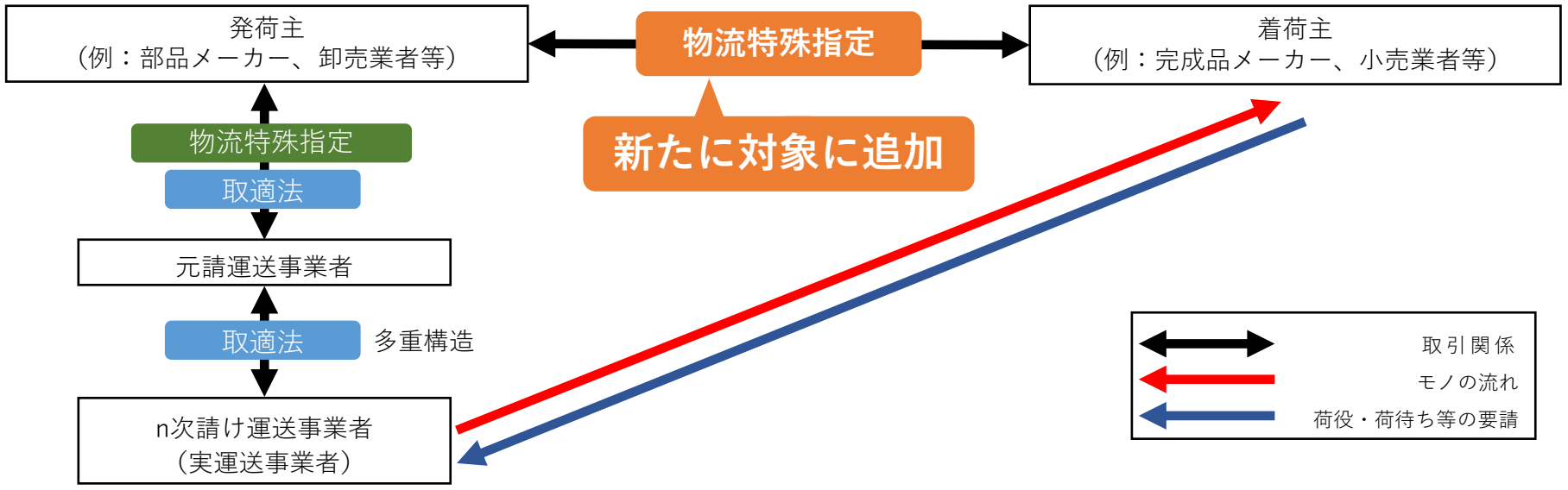
物流特殊指定改正の経緯

これまでの課題

- 着荷主が、荷下ろしの場面において、発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を運送事業者を通じて要請する行為が問題となっている。
- **取適法等により、運送事業者と発荷主等の関係において運送事業者の保護は一定程度図られているが、上記のような着荷主の行為については実効的に対処することが困難。**
- 着荷主は運送事業者との運送契約の当事者ではないものの、物流取引のサプライチェーンの一環を担っており、物流取引全体の適正化を図るためには、**着荷主が運送事業者に指示をし、契約外の荷待ち・荷役等を提供させる行為についても、対応することが必要。**

対応

- 物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、**着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷役・荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象にする。**



物流特殊指定の主な改正事項

① 着荷主と発荷主の取引を適用対象に追加（２項）

着荷主が、発荷主に対し、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為を禁止

①自己のために物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること
②運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること

（※対象取引の追加に伴い告示の名称も一部変更）
改正**前**：「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」
改正**後**：「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合**等**の特定の不公正な取引方法」

② 取適法に合わせた変更（１項）

●従業員基準の追加
従来の資本金や取引上の地位に着目した基準に加え、従業員基準を追加

●手形払等の禁止（※対象取引①のみ。次ページ参照。）
対象取引において、手形払を禁止
その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

●協議に応じない一方的な代金決定の禁止（※対象取引①のみ。次ページ参照。）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

令和９年４月１日施行

物流特殊指定・支払告示の広報動画







【物流特殊指定・支払い告示の周知動画（赤ずきん動画）】

〇２０２６年１０月より公正取引委員会特設サイト等で公開

〇各種媒体で周知を実施

・YouTube　　・Yahoo!TOPページ
・Google広告　　・日経電子版
・TVer　　・テレビ、ラジオCM　等

物流特殊指定

支払告示

（参考）改正物流特殊指定の全体像

規制対象行為①（2項（3項））

要件①　取引の内容　　**※改正により追加**

発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引の相手方となる着荷主が、その目的物等の物品の引渡しを受け、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

要件②　着荷主と発荷主の関係

特定着荷主	特定発荷主
資本金３億円超	資本金３億円以下(個人事業者含む)
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下(個人事業者含む)
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

特定着荷主の禁止行為

- 不当な経済上の利益の提供要請（２項１号）
- 不当な運送内容の変更・やり直し（２項２号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

規制対象行為②（1項（3項））

要件①　取引の内容　　**※赤色は改正内容**

荷主が物流事業者に対し、継続的に物品の運送又は保管を委託する場合
※従来除外されていた、取適法の役務提供委託に該当する場合を適用対象に追加。

要件②　荷主と物流事業者の関係

特定荷主	特定物流事業者
資本金３億円超	資本金３億円以下(個人事業者含む)(資本金3億円超の事業者の子会社を除く)
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下(個人事業者含む)（資本金1千万円超の事業者の子会社を除く）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

特定荷主の禁止行為

- 代金の支払遅延（手形払等の禁止）（１項１号）
- 代金の減額（１項２号）
- 買いたたき（１項３号）
- 購入・利用強制（１項４号）
- 不当な経済上の利益の提供要請（１項５号）
- 不当な運送・保管内容の変更・やり直し（１項６号）
- 協議に応じない一方的な代金決定（１項７号）
- 要求拒否に対する報復措置（１項８号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

（参考）改正物流特殊指定の規制対象行為①（特定着荷主規制（第２項・第３項））

要件①　取引の内容

発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引の相手方となる着荷主が、その目的物等の物品の引渡しを受け、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合



要件②　着荷主と発荷主の関係

特定着荷主	特定発荷主
資本金３億円超	資本金３億円以下（個人事業者含む）
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下（個人事業者含む）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している着荷主	取引上の地位が劣っている発荷主

特定着荷主の禁止行為

- 不当な経済上の利益の提供要請（２項１号）
- 不当な運送内容の変更・やり直し（２項２号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

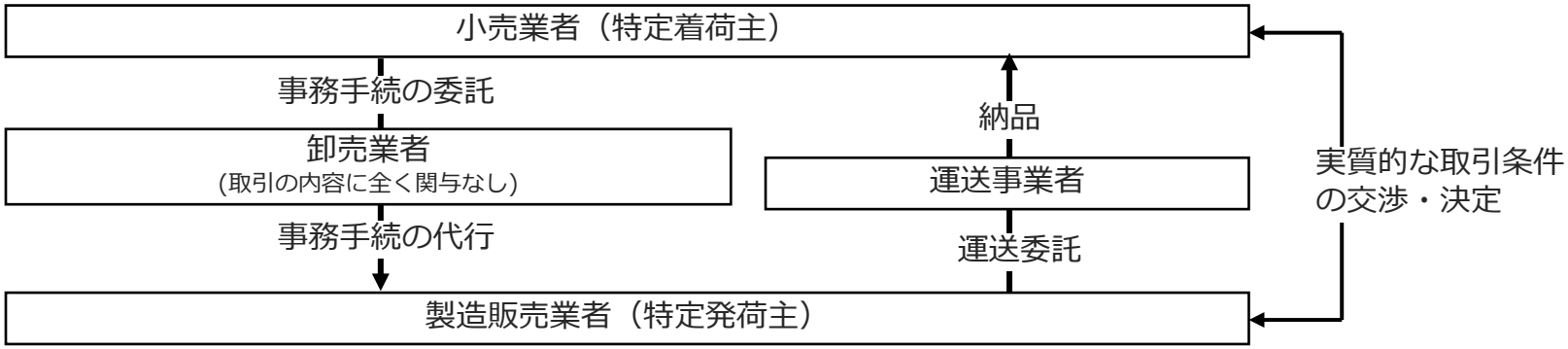
（参考）改正物流特殊指定の規制対象行為①（特定着荷主規制（第２項・第３項））

- 発荷主が業として行う物品の販売、製造請負若しくは修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な**取引の相手方**となる着荷主が、その目的物等の**物品の引渡しを受け**、発荷主がその着荷主に対しその物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する場合

取引の相手方

- **「取引の相手方」に該当するかは、実質的な取引条件の交渉・決定の有無も加味して判断**

例）卸売業者を介した取引



物品の引渡しを受ける

- **物品を自己以外の者に受け取らせる場合も含む**

例：特定着荷主が、物品の保管等を受託するもの（サードパーティーロジスティクス事業者（３ＰＬ事業者）、倉庫業者等）、販売・製造等を受託する者や顧客などに特定発荷主との取引の目的物等の物品を受け取らせる場合等

問題となるおそれのある具体例

- 特定着荷主が、特定発荷主に対し、物品の保管等の委託先の３ＰＬ事業者の管理施設を納品場所に指定した上で、引渡条件を明確にすることなく、３ＰＬ事業者の指示に従って納品するよう指示していた場合において、３ＰＬ事業者が、特定着荷主と特定発荷主との間の取引の内容に含まれていないにもかかわらず、特定発荷主の運送事業者に荷下ろし作業を要請したため、運送事業者が特定発荷主からの指示に基づいて当該作業を行った結果、特定発荷主に当該作業の提供に必要な費用の負担を余儀なくさせた場合

（参考）特定着荷主の禁止行為（特定着荷主規制（第２項・第３項））

物流特殊指定第２項・第３項

２　特定着荷主が、備考第三項各号に規定する物品の引渡しを受ける場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることにより、特定発荷主の利益を不当に害すること。

一　自己のために当該物品の運送（以下この項において単に「運送」という。）の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること（特定発荷主が**運送を受託する事業者**に当該提供の行為をさせる場合に限る。）。

二　運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること（特定発荷主が**運送を受託する事業者**に当該変更又はやり直しの行為をさせる場合に限る。）。

３　特定荷主又は特定着荷主についてこの告示で指定する行為に該当する事実があると認められる場合に、特定物流事業者又は特定発荷主が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

「運送を受託する事業者」

- 不当な経済上の利益の提供要請や不当な運送内容の変更・やり直しに該当するのは、「特定発荷主」が「運送を受託する事業者」に当該提供又は当該変更若しくはやり直しの行為をさせる場合（＝「特定発荷主」自らがその提供等の行為に当たる附帯業務や追加の運送などを行うのではなく、「特定発荷主」の指示や関与によりその「運送を受託する事業者」がこれらの行為を行う場合）に限られる。
 なお、「運送を受託する事業者」には、「運送」を受託する二次請け以降の事業者も含む。

想定例

- 特定着荷主が「運送を受託する事業者」に要請し、「運送を受託する事業者」が特定発荷主に対応の要否を確認した上で、附帯業務等を実施する場合
- 特定着荷主が特定発荷主に直接要請し、特定発荷主の指示に基づき、「運送を受託する事業者」が附帯業務等を実施する場合

→特定着荷主の要請による特定発荷主の「運送を受託する事業者」に対する指示や関与が一切なく、「運送を受託する」事業者の判断で附帯作業等が行われた場合には、禁止行為に該当しないと考えられる。

➢ **違反を未然に防止する観点から、特定着荷主は、特定発荷主と十分協議した上で、あらかじめ内容や対価等の条件を明確にして合意しておくことが求められる。また、明確化の方法としては、書面又は電子メール等の電磁的方法などの記録に残る方法が望ましい。**

（参考）改正物流特殊指定の規制対象行為②（特定荷主規制（第１項・第３項））

赤色は改正内容

要件①　取引の内容

荷主が物流事業者に対し、継続的に物品の運送又は保管を委託する場合



※　取適法の役務提供委託に該当する場合を適用対象に追加
ただし、物流特殊指定と取適法又はフリーランス・事業者間取引適正化等法のいずれにも違反する行為については、原則としてこれらの法律を優先して適用。

要件②　荷主と物流事業者の関係

特定荷主	特定物流事業者
資本金３億円超	資本金３億円以下（個人事業者含む） （資本金3億円超の事業者の子会社を除く）
資本金１千万円超３億円以下	資本金１千万円以下（個人事業者含む） （資本金１千万円超の事業者の子会社を除く）
従業員300人超	従業員300人以下
取引上の地位が優越している荷主	取引上の地位が劣っている物流事業者

特定荷主の禁止行為

- 代金の支払遅延（手形払等の禁止）（１項１号）
- 代金の減額（１項２号）
- 買いたたき（１項３号）
- 購入・利用強制（１項４号）
- 不当な経済上の利益の提供要請（１項５号）
- 不当な運送・保管内容の変更・やり直し（１項６号）
- 協議に応じない一方的な代金決定（１項７号）
- 要求拒否に対する報復措置（１項８号）
- 情報提供に対する報復措置（３項）

（参考）特定荷主の禁止行為【代金の支払遅延（第１項第１号）】

● **特定荷主が、特定物流事業者の責めに帰すべき理由がある場合を除き、代金（運賃や保管料）をあらかじめ定めた支払期日までに支払わないこと。**

特定物流事業者の責めに帰すべき理由

● 「責めに帰すべき理由」があるかは、個別の事案に応じて判断される。

特定物流事業者の責めに帰すべき理由があるとして通常問題とならないと考えられる例

- 物品の運送等の役務の提供の内容が委託内容と異なること等がある場合（誤配送、貨物の滅失・損傷など）
- 納期に間に合わなかったために委託目的が達成できなかった場合

であって、当該役務の提供を受けなかったとき（その事由が特定荷主の責任によるものである場合を除く。）

具体例

荷主の資金繰りを理由として･･･



荷主は、物流事業者に対し、自社の資金繰りの都合がつかなかったことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して代金を支払った。

（参考）手形払等の禁止

手形払等の禁止

- **代金の支払手段について、手形の交付並びに金銭及び手形以外の支払手段（あらかじめ定めた支払期日までに代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの）を使用することは認められない（支払遅延に該当）。**

金銭及び手形以外の支払手段

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権などをいう。
- 上記支払手段については、**支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものを使用することは認められない**（支払遅延に該当）。

具体例

- **特定物流事業者に対して、手形を交付することによって代金を支払っていた。**
- **特定物流事業者に対して、電子記録債権によって代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために特定物流事業者において割引を受けることを必要とさせていた。**

（参考）特定荷主の禁止行為【協議に応じない一方的な代金決定（第１項第７号）】

- 特定荷主が、特定物流事業者から代金の額に関する協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。
- 価格協議の求めとは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む。

具体例

- 特定物流事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。

- 特定荷主が代金の額の引下げを要請する場合において、特定物流事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

（参考）告示等の周知広報・モニタリングについて（予定）

周知広報

【事業者向け説明会】

・関係省庁と連携し、各業界団体向け等の説明会

・中小企業団体と連携した、中小企業向け説明会

・総務省・地方公共団体と連携した、47都道府県での説明会

【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

・「取引改善のススメ」をテーマとして、事業者に告示等の理解度向上のための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【動画等のコンテンツによる周知】

・分かりやすい動画等のコンテンツを作成し、Webサイト、SNS、各種ディア媒体で公開

【リーフレット・パンフレット等】

・分かりやすい概要リーフレット等の作成・配布

モニタリング

【モニタリング・フォローアップ調査】

・告示等で対応予定の各課題について、モニタリング・フォローアップを目的とした取引実態の調査を実施し、調査結果を公表するとともに注意喚起を実施

・独禁法・取適法上の問題となる事案があれば、厳正に法執行

（参考）ウェブページ、パンフレット等

ウェブページ

- 物流特殊指定・支払告示の考え方についての相談
 URL：https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu.html（物流特殊指定の考え方についての相談）
 https://www.jftc.go.jp/dk/shiharai.html（支払告示の考え方についての相談）

- 告示本文・運用基準・優越ガイドラインについて
 URL：https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html

その他公表物

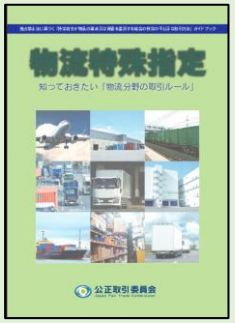
物流特殊指定

●物流特殊指定リーフレット



物流特殊指定のポイントについて、１枚で解説したリーフレット

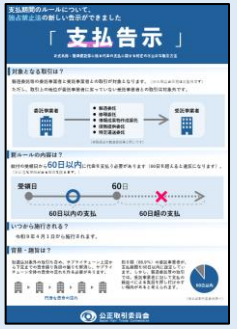
●物流特殊指定ガイドブック



リーフレットよりも詳細に解説したガイドブック

支払告示

●支払告示リーフレット



支払告示のポイントについて、１枚で解説したリーフレット